

平成5年7月1日  
環境森林部環境森林課

(目的)

第1条 地域における環境保全活動の推進を図るため、宮崎県環境保全アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーは、地域における研修会等において、環境保全に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

(登録)

第3条 知事は、環境の保全及び公害の防止に係る分野の有識者及び経験者をアドバイザーとして、宮崎県に備える環境保全アドバイザー登録簿「以下「登録簿」という。）に登録する。

(登録の要件)

第4条 登録する者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 環境保全等に関する相当の知識と経験を有すること。
- (2) 前号の知識と経験を活用して、アドバイザーとしての資質及び能力を有すること。
- (3) 前2号に掲げる要件を満たす者として、本庁関係課長、関係出先機関の長、県内市町村長、関係機関の長又は知事がこれらの者と同等と認める者の推薦を受けていること。

(申請)

第5条 新たに登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による申請書に、必要事項を記載して、知事に申請しなければならない。

(審査)

第6条 知事は、前条の規定により申請者から申請を受けた場合、登録を行うため次に定める審査を速やかに行うものとする。

- (1) 前条の規定により提出された書類による審査（書面審査）
- (2) 必要に応じ、面接による審査（面接審査）

(登録簿の公表)

第7条 知事は、登録簿を公表するものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、登録を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (2) その他、アドバイザーの信用を著しく損なったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を受けている者に対し

理由を付してその旨通知するものとする。

別添③－ 1

(任期)

第9条 アドバイザーの任期は、登録された日が属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(派遣)

第10条 知事は、市町村、民間団体、学校等の要請に基づき、アドバイザーを派遣するものとする。

2 前項の場合、アドバイザーを派遣する対象は、市町村、民間団体、学校等が主催する環境問題に関する講演会、研修会及び講習会等とする。ただし、営利目的の研修会等については、派遣の対象としない。

(経費)

第11条 知事は、予算の範囲内において、派遣の対象となったアドバイザーに対して謝金及び旅費を支給する。ただし、アドバイザーが公務員である場合は、原則として謝金の支給は行わない。

(庶務)

第12条 アドバイザー設置に関する事務は、環境森林部環境森林課で行う。ただし、第10条及び第11条の事務は、県内で環境保全活動を行う団体に委託して行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めることのほか、アドバイザーに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年9月25日から施行する。

2 この要綱の施行日現在、既に登録簿に登録されている者は、第4条第4号に規定する推薦を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。